



DCの受け取り方、 お得な方法は？

一般社団法人確定拠出年金推進協会

2024/7/25 配信

DC ニュースレター

DC の制度が始まったのは 2001 年 10 月。制度開始からもうすぐ 23 年が経とうとしています。

企業型 DC の加入者も 2024 年 3 月で 830 万人となっております。

しかし、制度が普及してくると問題点も見えてきます。2024 年 6 月 20 日（木）日本経済新聞の朝刊の総合 1 にショッキングな記事を見つけました。企業型 DC の加入者が転職した際に手続きを行わず、「放置」されている企業型 DC がなんと、2023 年に 118 万件あり、その総額は 2,800 億円になるそうです。

このニュースレターを目にされている方は、そのようなことはないかと思いますが、転職の際は、6 か月以内に必ず移換手続きを取らなければ、国民年金基金連合会に「自動移換」され、「放置」されている状況になります。放置されている期間は「運用もされず手数料がかかる」ので目減りすることになります。また、今回のテーマである「お得な受け取り方」の受け取り計算に必要な「通算拠出期間」「通算加入者等期間」に計算されませんので、注意が必要です。

さて、ここから本題の「DC のお得な受け取り方」に入ります。

DC の受け取りには、「一時金」で受け取ると「年金」で受け取る、という二つの方法があります。それぞれの税制などについて詳しく見ていきましょう。

【一時金での受け取り】

DC を一時金で受け取る場合には「退職所得控除」というお得な控除を使って受け取ることができます。具体的な「退職金の課税所得」の計算について見てみましょう。

退職金の課税所得 =

$$\{(一時金)-(退職所得控除)\} \times 1/2$$

この退職時の課税所得の計算には、上記の計算を含めて「3 つのお得」を理解することで、さらに理解が深まります。一つひとつ見ていきましょう。

① 「分離課税」

通常の所得とは別計算されるということです。通常の課税は、「総合課税」で所得が積み重なることによって、だんだんと税率が高くなる課税方式（累進課税）で税金が徴収されます。

しかし、退職所得は、「分離」して計算される為、他の所得が高くても分離して計算されることで、有利に受け取ることができます。

② 「退職所得控除」

通常は、「勤続年数」による控除ですが、DC の場合には「通算拠出期間」を「勤続年数」に置き換え控除額を計算します。

20 年以下 40 万円/年、

21 年超は 70 万円/年

（最低 80 万円という最低控除があります）



確定拠出年金に関するご相談窓口はこちら

TEL 03-5689-3358

MAIL 401k@member.deco-pa.com

一般社団法人確定拠出年金推進協会

東京都文京区後楽 2-2-14 トータスビル 1F

<https://www.deco-pa.com>



冒頭で、書かせて頂きましたが、「放置年金」の期間や、運用指図者となっていた期間は通算拠出期間に入りませんので注意が必要です。

つまり、お得に受け取るには、少額の掛け金でも、細く長く拠出を継続することで、通算拠出期間が長くなり、控除できる金額が多くなることで「お得」が増えることになります。

③ 「1/2 課税」

上記「②の退職所得控除」後の金額を 1/2 にします。

1/2 にされた金額が「課税所得」の金額になり、所得税率、住民税率を掛けることで所得税・住民税を計算します。

所得税率の計算には以下の所得税率表を使います。

課税所得	所得 税率	速算控除額
195 万円以下	5%	0 万円
195 万円超～330 万円以下	10%	9.75 万円
330 万円超～695 万円以下	20%	42.75 万円
695 万円超～900 万円以下	23%	63.6 万円
900 万円超～1800 万円以下	33%	153.6 万円
1800 万円超～4000 万円以下	40%	279.6 万円
4000 万円超	45%	479.6 万円

※課税所得は 1000 円未満切捨て。税額は 100 円未満切捨て。復興税率 2.1%

住民税率の計算は以下の通りです。

10% (市民税 6% + 県民税 4%)

例えば、2 万円を 30 年間拠出した場合、元金は 720 万円です。平均 5%で運用できた場合、運用益を合わせ 1,664 万円となります。

この場合の課税所得の計算と手取り額は以下の通りです。

★退職所得控除額 = (40 万円×20 年) + (70 万円×(30 年 - 20 年)) = 1,500 万円

★課税所得 = (1,664 万円 - 1,500 万円)

×1/2 = 82 万円

★所得税 = 82 万円 × 5 % = 4.1 万円

★住民税 = 82 万円 × 10 % = 8.2 万円

★手取り額 = 1,664 万円 - (4.1 万円 + 8.2 万円) = 1,651.7 万円

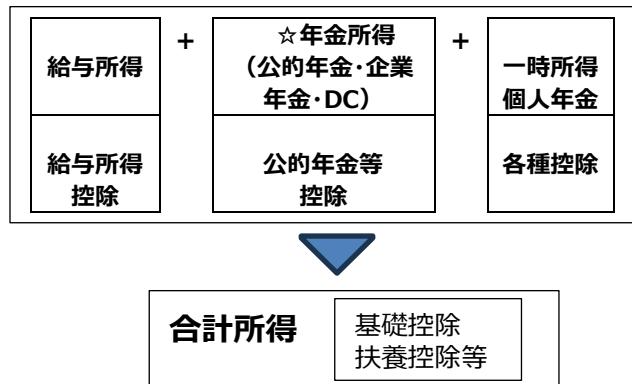
一時金で受け取る場合に留意する点もあります。

それは、DC 以外で受け取る退職金があるかどうかです。それらがある場合には、同時に受け取るのか、別の年に受け取るのか、別の年と何年の期間があくのか、退職所得控除を使った場合、その控除額を使い切ったのかどうかなどです。DC 以外で受け取る退職金がある場合、計算はかなり難しい計算となりますので、DC の受け取り時期が近い場合には、専門家に相談しましょう。

【年金での受け取り】

DC を年金で受け取る場合には「公的年金控除」という控除を使って受け取りますが、一時金受取のように「分離課税」ではなく「総合課税」であることに注意が必要です。

課税所得の計算イメージは以下の通りです。



課税所得 =

合計所得 (給与所得/年金所得/一時所得の合計)
- (基礎控除/扶養控除/社会保険料等の合計)

年金で受け取る場合の課税所得はご理解頂けたかと思いますが、上記☆にある年金所得について詳しく見てみましょう。

年金所得とは以下の計算となります。

年金所得 =

年金収入 (公的年金/企業年金/DC の合計)
- 公的年金等控除 (下表)



確定拠出年金に関するご相談窓口はこちら

TEL 03-5689-3358

MAIL 401k@member.deco-pa.com

一般社団法人確定拠出年金推進協会

東京都文京区後楽 2-2-14 トータスビル 1F

<https://www.deco-pa.com>



公的年金等控除は、65歳未満か65歳以上で控除額が異なります。

65歳未満の場合の公的年金控除

公的年金等の収入金額	公的年金控除額
130万円未満	60万円
130万円以上	$\text{年金額} \times 25\% + 27.5 \text{万円}$
410万円以上	$\text{年金額} \times 15\% + 68.5 \text{万円}$
770万円以上	$\text{年金額} \times 5\% + 145.5 \text{万円}$
1000万円以上	195.5万円

65歳以上の場合の公的年金控除

公的年金等の収入金額	公的年金控除額
330万円未満	110万円
330万円以上	$\text{年金額} \times 25\% + 27.5 \text{万円}$
410万円以上	$\text{年金額} \times 15\% + 68.5 \text{万円}$
770万円以上	$\text{年金額} \times 5\% + 145.5 \text{万円}$
1000万円以上	195.5万円

年金で受け取る場合に、「公的年金等控除」というお得な控除があると書かせて頂きましたが、注意点は「他の年金収入」と合算の上の「公的年金等控除」であり、給与所得などがある場合は、それらと合算し、「総合課税」で所得税・住民税の計算が必要になる為、計算が大変複雑になります。

ここでは、公的年金等控除の表をご案内するまでとしますが、最後に補足をすると、DCを年金で受け取る毎に手数料が440円（税込）引かれて振り込まれることもご注意ください。

【まとめ】

DCをお得で有利に受け取りをされたいと思うのは、当然の心理です。

ご加入のDCだけを見て、「一括」「年金」どっち？という判断は、「木を見て森を見ず」になってしまいます。しっかりと「森」を見るようにしましょう。他の退職金はあるのか、ある場合には何歳でもらえるのか、また、何歳まで働くのかなども判断する要因になってきます。

DCの受け取り時期が近付いた場合、専門家への相談がとても大切です。

しっかりと「森」全体を見てから、どちらがいいのか、どのような受け取りが有利なのかを決めていきましょう。

最後に、絶対にNGなのは、「木を放置」してしまうことです。放置してしまうと、木が細ってしまい、ついには、木が枯れてしまうこともあります。

転職は現代の働き方からは、よくあることですので、DCは「放置」せず、転職した際はちゃんと移換手続きをして「木を大きく」育てましょう。



確定拠出年金に関するご相談窓口はこちら

TEL 03-5689-3358

MAIL 401k@member.deco-pa.com

一般社団法人確定拠出年金推進協会

東京都文京区後楽2-2-14 トータスビル1F



<https://www.deco-pa.com>